

11 税金等の控除・減免

(1) 税金の控除・減免

① 所得税

内 容	金 額
障がい者控除 (本人または控除対象配偶者や扶養親族について、身体上の障がいの程度が3～6級の場合、知的障がい者の程度が療育手帳Bの場合、精神障がいの程度が2級または3級の場合など)	所得控除 27万円
特別障がい者に係る障がい者控除 (障がい者のうち、身体上の障がいの程度が1級または2級の場合、知的障がい者の程度が療育手帳Aの場合、精神障がいの程度が1級の場合、寝たきりで複雑な介護が必要な場合など)	所得控除 40万円
同居特別障がい者に係る障がい者控除 (特別障がい者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人、その配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合)	所得控除 75万円

確定申告の場合

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

源泉徴収の場合

■勤務先の給与担当

② 住民税

内 容	金 額
前年中の所得が125万円以下の身体・知的・精神障がい者など	非課税
障がい者控除(本人または控除対象の配偶者・扶養親族が3～6級の身体障がい、または軽度の知的障がいおよび2・3級の精神障がい者の場合など)	所得控除 26万円
特別障がい者控除(上記の障がい者が1・2級の身体障がい、または重度の知的障がいおよび1級の精神障がい者の場合など)	所得控除 30万円
同居特別障がい者控除(特別障がい者である控除対象の配偶者・扶養親族と同居している場合)	所得控除 53万円

■市民税課

TEL 632-2217

③ 相続税

内 容	金 額
障がい者控除 (精神または身体に障がいのある者などが相続した場合)	障がいの程度や年齢に応じて控除

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

④ 贈与税

内 容	金 額
特定障がい者を受益者とする特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権	6,000万円(特別障がい者以外は3,000万円)まで非課税

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

⑤ 事業税

内 容	金 額
視力障がい者(失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者)が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう等その他医業に類する事業	課税対象外

■宇都宮県税事務所

TEL 626-3018

⑥軽自動車税(減免)

- ア. 減免の申請は納期限前7日までです。
減免は、自動車税・軽自動車税をとおして、障がいのある方1人につき1台です。
- イ. 対象となる車は次のとおりです。

■税制課

TEL 632-2205

FAX 651-5165

- 障がい者が納税義務者であり、本人が運転する車(4月1日現在で判断します)。
- 障がい者が納税義務者であり、生計を一にする方が運転する車(18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方は、生計を一にする方が納税義務者である場合を含みます)。

※同級であつても該当にならない場合があります。

障がいの区分	障がいの級別
視覚	1級から3級までの各級および4級の1(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下)
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	3級(喉頭摘出者) *障がい者本人が運転する場合のみ
上肢	1級, 2級の1(両上肢の著しい機能障がい)および2級の2(両上肢のすべての指を欠くもの)
下肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級, 2級および3級の1(両下肢をショパール関節以上で欠くもの)
体幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級(一上肢のみに運動機能障がいがあるものを除く)
移動機能	(身体障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級(一下肢のみに運動機能障がいがあるものを除く)
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級
知的障がい	重度の知的障がい(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
○生計を一にするものが運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の用に供するものであることが必要です。(通勤、通学、通院、生業等)	
○障がい者が軽自動車を取得し、常時介護する者が運転する場合は、もっぱら当該障がい者の用に供するものであることが必要です。(通勤、通学、通院、生業等)	
○18歳以上の身体障がい者にあつては、当該身体障がい者が納税義務者となっている軽自動車等に限ります。	

⑦自動車取得税免除および自動車税減免

身体障がい者手帳等の級別の表示が1級の方、または、障がい者が下表の障がいの級別に該当する方には、申請により、自動車取得税の免除および自動車税の減免が受けられる制度があります。

■ 県自動車税事務所
TEL 658-5521
■ 宇都宮県税事務所
TEL 626-3029

障がい区分	障がいの級別
視覚	1級から4級までの各級
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	(障がい者本人が運転する場合のみ) 3級(喉頭摘出者に限る)
上肢	1級および2級
下肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級
移動機能	(身体障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓	1級から3級までの各級
知的障がい	栃木県で療育手帳の交付を受けている場合は、重度の知的障害(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
<p>○ 個々の障がい名が上記に該当する方に限られます。障がい名の記載が2つ以上ある方は、いずれかの障がい名が上記に該当する方に限られます。</p> <p>○ 生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が同乗して使用されることが必要となります。(通勤、通学、通院、通所、生業等)</p> <p>○ 常時介護する方とは、障がい者の方のみの世帯で生活する障がい者のために、継続して日常的に運転される方です。 ⇒この場合、「常時介護証明書」が必要になります。(「常時介護証明書」身体障がい者および知的障がい者の場合は障がい福祉課、精神障がい者の場合は保健所保健予防課へ)</p> <p>○ 心身障がい者本人が運転する場合は、当該心身障がい者本人の名義の自動車に限られます。</p> <p>○ 生計を一にする方が運転する場合は、心身障がい者本人または生計を一にする方の名義の自動車に限られます。</p> <p>○ 常時介護する方が運転する場合は、心身障がい者本人または常時介護する方の名義の自動車に限られます。</p>	

■これから取得する自動車について減免(免除)申請をする場合は、個々の事例ごとに減免申請の時期が異なりますので、自動車の登録前に、県自動車税事務所または、県税事務所に確認してください。

■現在所有している自動車について減免(免除)申請をする場合は、納期限までに県自動車税事務所または県税事務所に申請してください。

■自動車税については、賦課期日(毎年4月1日)後に心身障がい者となった場合で、納期限までに申請があった場合は心身障がい者の減免要件に該当することとなった月の翌月分から月割で減免が受けられます。また、納期限後または自動車を取得した時後に申請があった場合は申請日の翌月分から減免が受けられます。

■減免(免除)を受けられる自動車は、心身障がい者の方1人について1台です。
したがって、自動車税または軽自動車税の減免を受けている間は、他の自動車に係る自動車税の減免を受けることはできません。

⑧「障がい者控除対象者認定書」(税申告における障がい者控除)

障がい者手帳を所持していなくても、精神または身体に障がいがあり、介護認定を受けている満65歳以上の方で、その障がいの程度が、身体・知的または精神障がいに準ずる者として市長の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

また、障がい者手帳等を所持している方(例:身体障がい者手帳3～6級相当)のうち 本制度により特別障がい者控除の対象になる方は、申請することができます。

<手続き>

- 「障がい者控除対象者認定書交付申請書」を、高齢福祉課認定審査グループ、障がい福祉課福祉サービスグループ、又は地区市民センター・各出張所にご提出ください。
- 認定された場合、「障がい者控除対象者認定書」が交付されますので、確定申告等の税の申告の際にご利用ください。
- 申告の際、扶養していることを確認できる書類として、「介護保険被保険者証」等をお持ちください。

■高齢福祉課
認定審査グループ
TEL 632-2986
FAX 632-3040

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2361

■市民税課
TEL 632-2217

■宇都宮税務署
TEL 621-2151(代)

(2)NHK放送受信料の減免制度

<免除基準>

【全額免除】

対象	適用条件	手続き窓口
障がい者	身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を所持している者を含む世帯構成員全員の市民税が非課税の場合	障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
公的扶助受給者	・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な規則の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合	生活福祉第1課・第2課
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合	NHK

【半額免除】

対象	適用条件	手続き窓口
障がい者	世帯主が、視覚・聴覚、重度(1級または2級)の身体、重度の知的、重度(1級)の精神のいずれかの障がい者手帳を所持し、NHKの契約者である場合	障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
戦傷病者	世帯主が、戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第1款症)を所持し、NHKの契約者である場合	

<手続き>

対象が障がい者及び戦傷病者のものは、市役所1階障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内の地区市民センターへ申請します。(申請書はまとめて市からNHKに提出します。)

制度については
■NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077

手続きについては
■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
■生活福祉第1課・第2課
TEL 632-2105
632-2465